

災害に強い住宅を応援します！

（建築物土砂災害対策改修補助金）

（がけ地近接等危険住宅移転補助）

建築物土砂災害対策改修補助金

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格の住宅等について、土砂災害対策改修を実施する所有者に対し、補助を行ないます。

■対象となる建築物

土砂災害特別警戒区域内にあり、この区域に指定される前から建っている住宅等で、想定される土石流等に対する構造耐力上の安全性を有していないもの。

■補助対象工事

補助対象建築物に想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける改修工事（土砂災害対策改修工事）で、改修の結果、補助対象建築物が土砂災害に対して安全な構造となること。（建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に適合する構造となること。）

■補助金額

土砂災害対策改修工事費の 2 3 %（補助限度額 **7 7 万 2 千円**）



がけ地近接等危険住宅移転補助

崖地の崩壊などで住民に危険を及ぼす恐れのある区域に指定される前から建てられている住宅の移転を行う人に、その住宅の解体費や新たに建設（購入）する住宅などの経費を補助します。

■対象となる住宅

次のいずれかに該当する住宅であること（崖面に崩壊防止の工事が行われている場合は対象外です）

- ・災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）にある住宅
- ・土砂災害特別警戒区域にある住宅
- ・高さが 2 メートルを超える崖（30 度を超える角度をなす土地）の上、もしくは高さ 5 メートルを超える崖の下近くに、昭和 46 年以前に建築された住宅

■補助金額

対象となる住宅の解体費（国の定める標準建設費から算出 ※床面積×平米単価）

対象となる住宅の解体に要する移転費、跡地整備費、仮住居費等（最大 **97 万 5 千円**）

移転する住宅の建設などの資金の、借入金利子の一部補填（最大 **731 万 8 千円**）



■お問合せ先

建築指導課

廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

TEL : 0829-30-9191